

令和7年10月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年10月10日（金）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール2

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司 9番 坂本 隆英
10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸 13番 上森 力
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司
19番 峯園 五郎

欠席者 6番 更井 寛司 18番 松本 平男

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出真衣 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 4番 中嶋 正行 7番 谷本 喜久

議長 皆さんこんにちは、暑さ、寒さも彼岸まで。という風に昔から言われておりますけども、今年、彼岸入りした頃から少し過ごしやすくなりました。本当にありがたいことです。そして、先日の委員の研修会には、大変お忙しいところ、大勢の皆さん方にご参加いただきまして、ありがとうございます。資料は活字も小さくて、情報量が多く、私もそうですけど、小さい字も見えにくい中、大変頭が痛かったと思うんですけども、細かなことよりも、大まかな、基本的な考え方だけ押さえていただければと思います。その中でも、一番急がれるのは、昨年度、皆さん方に協力を得て作りました、地域計画ですけども、この地域計画を毎年その地域の実情に合ったように見直して、現状に合った実効性のあるものにしていかないといけないということがあります。県の農業会議においても、そのことが喫緊の課題であるということで、県下の農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局の職員に対して、アンケート調査を実施する予定であります。今日の委員会審議の後で、事務局から説明をしていただきますけども、そのアンケートの結果については、各市町村の農業委員会に全部開示をしてくれるということで、今後の我々の農業委員会活動の、貴重な資料になるだろうと思います。ですので、アンケートにも答えていただきたいんですけども、委員会活動を通して疑問に思っていることとか、ご意見があれば、述べていただければと思います。それから、台風22号は、大分、沖を通過しておりますけども、23号も同じようなコースになるだろうということで、ちょっと北へ振れば、我々の地域もかなり影響があると思います。最悪の事態を想定して、事前に対策を講じていただければと、このように思います。それでは、会議に入ります前に、農業振興課から報告事項がありますので、よろしくお願いします。

農振課 稲垣 （第38回 田辺農林水産業まつりについて説明）

（梅農家に対する降雹被害の支援事業に係る罹災証明書について説明）

議長 はい、ありがとうございます。それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請からまとめて事務局の説明をお願いします。

田辺農業振興地域整備計画変更申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は966㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は長屋住宅です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は366㎡の内199㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農業用倉庫です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は701㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は969㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は505㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は182㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は320㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は36㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は一般住宅です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外8件、除外合計は3,878㎡、総計は3,878㎡です。

続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は233㎡、地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は85㎡、地目は登記簿が山林、現況が畑、申請の理由は農地です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は361㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は農地です。以上3件、編入合計679㎡です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は836㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は361㎡、他1筆、合計1,093㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,515㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、編入3件、編入合計は679㎡、除外3件、除外合計は3,444㎡、総計は2,765㎡です。

続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,560㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は494㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は宿泊用施設他です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、除外合計は2,054㎡、総計は2,054㎡です。

続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は161㎡、他2筆、合計453㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場他です。大塔

		農業振興地域整備計画変更申請、除外 1 件、除外合計は 4 5 3 ㎡、総計は 4 5 3 ㎡です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、3 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、4 番から 6 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7 番、8 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、8 件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1 番から 3 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい。4 番から 6 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、6 件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1 番、2 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2 件について、異議ございません。
議	長	はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、2 件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請、1 件について異議なしのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に1点報告事項がございます。利用権設定議案の21番についてですが、本人都合により取下げとなっております。それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 462㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年9月4日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、132㎡、他2筆、合計765㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年10月1日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 050㎡、他1筆、合計2, 050㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 821㎡、他5筆、合計4, 266㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間50, 000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 196㎡、他4筆、合計8, 457㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間200, 000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 939㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20, 000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和12年8月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、683㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻・野菜、年間14, 000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 434㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のイチゴ、期間は令和7年12月1日から令和27年11月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 462㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和27年11月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、583㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和10年11月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 770㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和22年11月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、567㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、112㎡、他13筆、合計17, 777㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 835㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、

〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、609㎡、他2筆、合計1,406㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・梅、期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、984㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和22年11月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,157㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、390㎡、他2筆、合計2,170㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和7年12月1日から令和10年11月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、326㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年12月1日から令和17年3月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、740㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和26年11月30日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,748㎡、他2筆、合計5,924㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅・みかん、年間60,000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,944㎡、他1筆、合計3,838㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、715㎡、他3筆、合計3,916㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,874㎡のうち1,937㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間25,000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,874㎡のうち1,937㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間25,000円、口座払い、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、644㎡、他3筆、合計3,007㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のさつまいも、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、448㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の新規です。続きまして、

利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、925㎡、他1筆、合計8,899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間300,000円、口座払い、期間は令和7年8月1日から令和17年7月31日の新規でしたが、事業承継の為、公社からの借り手が〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。以上、利用権設定24件、借り手の変更1件について、計画書を審査いたしましたところ、特に問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

（なしの声）

議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番から3番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番については、〇〇さん、〇〇さん共に、息子さんと家族一緒にみかん農家を手広くされている方です。異議ございません。3番については、〇〇さんは、40歳代で大変頑張っておられる方で、両親と3人でやっておられます。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇さんは頑張っている方です。特に異議ございません。

議 長 はい、5番から7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番の〇〇さんは、奥さんが貸し手の〇〇さんから嫁いで来られております。異議ございません。6番については、以前にもこの方の土地を〇〇君が借りていて、新たに借りるということで異議ございません。7番の〇〇さんは各方面から沢山農地を借り入れている法人です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今日は更井委員が欠席ですので、代わりに説明してほしいということを承っております。異議ございません。

議 長 はい、9番から11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番は親戚同士の貸借で問題ないと思います。異議ございません。10番は新規と記載されていますが、実際は更新の案件でございます。異議ございません。11番は〇〇〇〇の方同士の貸し借りであり特に問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、12番から15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それぞれの借り手の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、皆さん農業を一生懸命頑張っておられる方です。異議ございません。

議 長 はい、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。あと、補足ですが、4筆のうち1筆だけ番地が飛んでいますが、ここも同じ近隣の〇〇〇〇の土地です。以上

議 長 是。

○○番 委員 はい、17番から20番。

○○番 ○○です。いずれの案件も異議ございません。地区で頑張っておられる方です。

議 長 はい、22番、23番。

○○番 委員 ○○番○○です。22番、23番ともに異議ございません。

議 長 はい、24番。

○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、25番。

○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、変更の1番。

○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、以上25件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。稲垣君、近藤君、ありがとうございました。
(農振課 稲垣退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは2名、6番更井寛司委員、18番松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、4番中嶋正行委員さん、7番谷本喜久委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号事業計画変更申請(農地法第5条)について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請についてですが、関連がございますので、議案第6号事業計画変更申請(農地法第5条)について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 14ページをお願いします。議案第6号事業計画変更申請(農地法第5条)についてです。この件は令和7年5月に県から許可が下りた資材置場です。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,270㎡、他3筆、合計3,632㎡、当初計画は○○○、○○○○、事業内容は資材置場、3,632㎡、変更後の計画は土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に雑種地、面積は996㎡、他2筆、合計1,702㎡、○○○、○○○○、事業内容は資材置場、1,660㎡、排水路、42㎡、合計1,702㎡となります。この申請について、経過報告書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。令和6年3月農振解除後直ちに農地法第5条申請手続きに着手するも、○○○○の不幸ごとがあり、時間の経過その他調整に時間を費やし、ようやく、令和7年4月21日農地法第5条申請、同年6月4日許可の運びとなりました。売主の○○○○様は○○○○に居住されている関係で、

最終取引の決済が双方日時の調整により、6月25日登記完了しました。許可日より、決済完了までの間に〇〇〇〇氏の現場伐採了解のもと、6月16日より伐採に着手する。伐採に着手するとすぐに、隣接土地所有者〇〇〇様より、現況の梅畑を譲ってもらえないですかと強い希望があり、話を聞き、内容検討の結果、事業計画、資材置場面積が約半分ぐらいになりますが、農業を生業としている地域に根差した若者〇〇様の熱意に感動し、現状維持にて畑を有効利用することと譲ることを決定した次第です。事業計画、資材置場の面積は減少しますが、当初計画通りの面積を確保すべく業者を通じて探すこととしています。今回、梅畑を資材置場に整地してしまうと、もし、畑に戻すとすれば相当な時間が必要となります。農地の放棄地が社会問題化する中で、事業計画を見直し農業を営む若者に一部を譲ることを決定した次第です。とのこと。今回当初4筆だったうちの2筆を譲渡して、残り2筆と譲渡するうちの一部を分筆し排水路等に利用するという事です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上1件につきまして、申請書、添付書類等を審査したところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10月の8日に、〇〇委員さん、事務局と共に現地調査を行いました。4条が2件、5条1件、形状変更が2件、それから、これから報告します事業計画変更についてということで、合計6箇所回ってきました。それでは1番について報告します。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約500m、現況は〇〇さんに譲るところ以外は更地になっておりまして、農地の方は梅が植わっておる状態です。詳しい経過は先程事務局が読み上げたとおりです。きちんとしてくれる人だと聞いておりますので、特に問題はないかと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんにご説明いただいたとおりです。また〇〇〇〇さんも一生懸命頑張っている青年でございます。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第1号農地法第3条申請について事務局の説明をお願いします。

小出 主事 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は64㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇

〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は534㎡、他1筆、合計1,029㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は13,131㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,555㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は936㎡、他1筆、合計1,924㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,108㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,270㎡、他1筆、合計1,929㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は234㎡、他4筆、合計1,012㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は112㎡、他3筆、合計1,056㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は296㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は600㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は839㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,346㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は890㎡、他2筆、合計2,017㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は594㎡、他9筆、合計2,104.99㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は810㎡、他9筆、合計11,549㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は698㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は194㎡、他6筆、合計2,134㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。19番、土地の所

在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は233㎡、他9筆、合計2,605㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。20番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は305㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。21番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は357㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。22番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は132㎡、他1筆、合計592㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。23番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,889㎡、他1筆、合計2,448㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上23件について申請書及び添付書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、16番を除いて逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この農地は64㎡と大変小さいんですけども、譲り受ける〇〇さん宅の前に道路があり、それを挟んで近くにある農地です。元々〇〇の親が、周辺の土地を耕作しておりまして、この土地についても、元々は〇〇さんの親が耕作していたんですけども、高齢になり耕作できなくなって、その後、〇〇さんの親が耕作していたということで、〇〇さんは遠方におられるので、整理をしたいということで、贈与で譲り受けたということです。異議ございません。

議長 〇〇番 委員 はい、2番、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番は親戚同士の贈与です。問題ないと思います。異議ございません。3番は〇〇〇〇に住んでいる人同士の売買です。問題ないと思います。異議ございません。

議長 〇〇番 委員 はい、4番から6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんが本日欠席ですので、代わりに説明します。4番、5番、6番はあっせんによる売買です。異議ございません。

議長 〇〇番 委員 はい、7番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の事業計画変更申請に伴うもので、〇〇さんが梅畑として、これからも頑張って耕作していくということでございます。異議ございません。

議長 〇〇番 委員 はい、8番、9番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 〇〇番 委員 はい、10番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇さんは当委員会の推進委員でもありまして、兄弟間のやり取りです。異議ございません。

議	長	はい、11番から13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11番につきましては、異議ありません。12番につきましては、譲受人の隣の農地を譲渡人の〇〇さんが持っているんですが、県外に住んでいるのでなかなか管理ができないということで、譲渡したいとのことです。異議ございません。13番につきましても、異議ございません。
議	長	はい、14番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんの実家でお兄さんが亡くなられ、実家の方で農地を管理していたんですが、〇〇さんには距離があって、管理が困難なので譲渡したいとのことで、近隣の方に売買するということです。異議ございません。
議	長	はい、15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんはお父さんが亡くなられてから、〇〇〇〇の方から3、4年前にお母さんをみる為に来られて、水稻とか、野菜とかを作っております。この〇〇さんの農地は隣接で、今まで使われてなくて荒れていたということで、〇〇さんに持っていただけると大変うれしく思います。異議ございません。
議	長	はい、17番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この物件は高原で〇〇〇〇の畑です。獣害防止の金網が周囲に張られておりまして、〇〇の方が野菜を作られるということで、異議ありません。
議	長	はい、18番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。18番、19番ともに異議ございません。
議	長	はい、20番から23番。
19番	委員	19番峯園です。20番から23番について、異議ありません。
議	長	はい、以上22件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。 (〇〇委員退席)
議	長	それでは16番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係で、〇〇さんは、お父さんが亡くなってから相続してなかったんですが、今回、相続して〇〇さんに購入していただくということです。異議ありません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。 (〇〇委員着席)
議	長	続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

10ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は948㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場796.10㎡、倉庫1棟151.90㎡、合計948㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成14年6月27日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地につきまして、現状で一部に砂利が入っているような状況になっております。そのことについて、始末書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。申請地は、令和4年10月7日付で農地の形状変更の承認を受け、ようやく計画通りに地盤の嵩上げ工事が完了した矢先、隣接地の宅地造成工事が始まりました。工事施工者から私の所有地の一部を利用して、造成地への土砂搬入に伴う重機の通行のための鉄板の敷設や、コンクリート製品の置場として一部を使用することについて、地元でもあり、長年にわたりお世話になった方からの要請を断り切れずに了承してしまいました。一時的とはいえ、農業委員会への事務手続きもせずに使用を了承したことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いいたします。とのことです。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にあります第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は189㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟58.80㎡、駐車場・擁壁等130.20㎡、合計189㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年6月26日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地について、議案書でも現況雑種地と書いておりますが、現在、梅干場として利用されております。このことについて、始末書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。私は、転用の許可を得ていないにもかかわらず、上記記載の農地を工事してしまいました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いします。とのことです。この土地は土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅、その他日常生活上、又は業務上必要な施設に該当する転用であると判断いたしました。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農地法第4条申請について報告します。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約200m、現況は先程の事務局の説明のとおりです。隣接状況及び周囲への影響については、東側は市道、宅地、雑種地、用悪水路で、西側は県道、南側、北側は宅地となっております。〇〇水利

		組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、申請人は屋根工事店を営んでおり、この度、資材置場及び倉庫用地として転用するものです。転用内容は資材置場・倉庫、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われます。次に2番を説明いたします。申請場所は、〇〇〇〇より西へ約1km、現況は先程の事務局の説明のとおり雑種地となっております。隣接状況及び周囲への影響については、東側は用悪水路、公衆用道路、西側は市道、南側は用悪水路、公衆用道路、北側は畑、申請者所有地となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、申請人は、農業と梅の加工販売業を営んでいます。梅作業小屋が申請地に隣接していることや、家事都合などにより、この度、居宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・駐車場で、盛土を30cmから45cm行います。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、南側用悪水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の説明のとおりで、始末書も出ておりますし、水利組合が〇〇〇〇になっておりますことについては、地域は〇〇〇〇ですが、取り込み口の関係で、〇〇〇〇の水利組合が昔から管理しているということで、何ら問題ないと思います。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。今、ご説明いただいたとおりです。周辺農地への影響もないと思います。異議ございません。
議	長	はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	11ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は180㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は228㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材・車両置場、商品保管場、作業場、販売・卸売り場、408㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっております。隣接同意、水利同意は不要です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。この土地は、道路、住宅地、山林に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろ

しくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地法第5条申請について報告します。1番、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約500mということで、〇〇〇〇のそばです。現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が山林と里道、南側が国道、北側が山林となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、譲受人は、花木業を営んでおります。現在利用している事業用地は借地で、明け渡すことになっているため、適地を探していたところ、この度、話がまとまり、当該地を転用するものです。転用内容は事業用地（資材・車両・商品保管・作業場・販売場等）で、簡易なハウス等の設置を計画しているようです。切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われまゝす。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 12ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,231㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は650㎡、他1筆、合計1,042㎡申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地の形状変更願について報告します。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約900m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が畑、同意あり。と里道、南側が畑、同意あり。と宅地と里道、北側が畑、同意あり。と用悪水路となっております。〇〇水利組合の同意があります。形状変更の理由は、盛土して梅畑にしたいとのことです。内容については、盛土が20cmから50cm。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われまゝす。次に2番を説明いたします。申請場所は、〇〇〇〇より西へ約150m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、

		東側が畑、同意あり。と宅地、西側が田、畑、同意あり。と用悪水路、南側が畑、同意あり。と里道、北側が市道となっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もあります。形状変更の理由は、盛土して野菜畑にしたいとのことです。内容については、盛土が70cmから92cm。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番は芳養の案件ですので私から、現地調査委員の報告のとおりです。異議ございません。2番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおり、野菜を作りたいということです。異議ございません。
議	長	はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,908㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は300kg、希望価格は218万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,709㎡、他4筆、合計15,329㎡、〇〇〇〇の作物は梅・みかん、10アール当たりの収穫量は各500kg、希望価格は36万9,600円、〇〇〇〇の作物はみかん、10アール当たりの収穫量は500kg、希望価格は29万3,000円、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の作物は梅、10アール当たりの収穫量は500kg、希望価格は〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、3筆合わせて140万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇委員が欠席ですので、私から説明します。〇〇さんは後継者がおらず、人手不足で手が回らなくなったので、手放したいということで、あっせんを申し出ております。この農地は市道沿いにあり、モノラック、スプリンクラーもあります。以上です。
議	長	はい、2番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。所有者の〇〇さんの旦那さんが去年亡くなられて、後継者がいないということで、本申請に至ったとのことです。五つ申出が出ていますが、どの園地もスプリンクラー、モノラックはありません。軽トラは横付けできます。雑草は生えていますが、草さえ刈れば、十分原状復帰できる状態かなと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申出2件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。

議	長	ないようですのであつせんすることにいたします。それではあつせん委員 さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は、〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇 委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。2番は、〇〇〇〇の 案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん さんの3名にお願いします。以上、あつせんについて、委員さん方、大変 お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。続きまして、報告第 1号農地等売渡あつせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	15ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目 は登記簿、現況共に畑、面積は2,091㎡、他1筆、合計6,152㎡、 売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7 年9月11日、価格は100万円です。あつせん委員は〇〇〇〇委員、〇 〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、 地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,220㎡、他1筆、合計4,81 9㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は 令和7年9月14日、価格は960万円です。あつせん委員は〇〇〇〇委 員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇 〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,284㎡、売渡人は〇〇〇、 〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年9月16日、価 格は105万円です。あつせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇 〇〇委員です。以上3件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあつせんの顛末について報告をお 願いします。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9月11日に、〇〇〇〇で、〇〇さん、〇〇さん、農業 委員、推進委員が集まってあつせんを行いました。買受人の〇〇さんは、 〇〇さんの畑の横で耕作をされております。隣接の園地でもありますし、 合意に至ったということです。以上です。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。欠席の〇〇委員さんより話を聞いております。この農地 はパイロットの案件で、去る9月14日、〇〇〇〇にて、〇〇さん、〇〇 さん、3人の委員により、あつせんを行った結果、希望価格で成立しまし た。とのこと。以上です。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9月16日に、〇〇さん宅で、〇〇さん、推進委員さん 2名と私が、集まってあつせんを行ったところ、105万円で成立しまし た。買受人の〇〇さんは、農業を拡大されており、人も雇われて、大きな 農業をされております。間違いのないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ござ いませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あつせん成立の報告とさせていただきます。

委員さん方本当にご苦労様でございました。それではその他の案件でございます。9月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

松平 係長

（令和7年度「和歌山県における農地利用の最適化」の推進に関するアンケート調査について説明）

議 長

最初にお話ししたように、各市町村の農業委員会に開示してくれるということで、農業委員会は各行政機関へ、我々であれば田辺市長へ農業について、意見を申し上げる。そのようなことができるんです。その他、集落での地域計画を、今後、より具体的にしていくために、会議等を行ったときに、そこへの情報、話題の提供等、話し合いに活かせるような形で使ってください。という意味で開示してくれるので、無記名ですので、日頃の業務で思うこと等は、どんどん書いてくださいますよう、一つよろしく願いします。推進委員さんにもこういうのがあるということをお伝えください。他に何かございませんか。

近藤 事務員

（農用地利用集積等促進計画の利用権設定の賃貸借に係る賃料の取扱いについて説明）

議 長

他に何かございませんか。ないようですので本日はこれで閉会したいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後〇〇時〇〇分終了